

○ 市町村（保険者）における活用事例

1 市町村の取組み 回答数 42保険者（市町村）

※ 市町村からの報告分について、下記の通知に定める取扱い分を除いています。

厚生労働省の通知（H18.10.17老計発第1017001号）

事業所が存する市町村は、事業所から提出された評価結果等を

- ① 地域包括支援センターへ提供
- ② 市町村、地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所への掲示
について求められています。

2 市町村における取組み例

① 事業者指導等の参考として活用

○ 指導監査等における対応（地域連携強化に関する助言・指導等）

- ・ 実地指導等の参考資料
- ・ 指摘事項に対し、必要に応じ事業所から聴き取り、助言、指導の実施

札幌市、石狩市、北広島市、千歳市、松前町、赤平市、栗山町、富良野市、愛別町、美深町、旭川市、留萌市、羽幌町、網走市、紋別市、訓子府町、大空町、室蘭市、苫小牧市、安平町、白老町、日高中部広域連合、日高町、帯広市、陸別町

（25市町）

○ 指定更新の際の参考資料

札幌市

（1市）

○ その他事業所情報の1つとしての活用

浦臼町、和寒町、登別市

（3市町）

② 地域連携を促進するために活用

○ 評価結果に基づき、町内会等への地域連携への協力依頼、協議の場の設定等

訓子府町、上士幌町、池田町、浦幌町、厚岸町

（5町）

○ 地域密着型運営推進会議、地域ケア会議、民生委員協議会等、各種会議等で活用し、報告・意見交換・情報交換等により、地域連携を促進

赤平市、奈井江町、当麻町、中富良野町、紋別市、本別町

（6市町）

○ 広報誌への掲載（検討を含む）

増毛町、厚真町

（2町）